c　提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

d　重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

e　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑵⑼　管理資産の経理状況

a　「1　主な資産の内容」、「2　主な損益の内容」及び「3　収入金（又は損失金）の処理」の様式は、社債又はコマーシャル・ペーパーに関する標準を示したものであり、当該有価証券がこれらの有価証券以外の有価証券である場合には、これに準じて記載すること。また、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。

b　最近2計算期間について記載すること。

c　証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分又は債権額に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

⑵⑽　収入金（又は損失金）の処理

a　「証券所有者への利息支払（又は基金への積立）」、「証券所有者への償還（又は基金への積立）」又は「管理資産の維持管理費（又は基金への積立）」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。

b　証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償還金の金額を注記すること。

⑵⑾　監査等の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、有価証券届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士又は監査法人による報告書を添付すること。

⑵⑿　証券事務の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。

a　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

b　証券所有者に対する特典

c　内国資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容

d　その他内国資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

⑵⒀　その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

⑵⒁　発行者の状況

「1　発行者の概況」から「4　経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部　企業情報」の「第1　企業の概況」から「第5　経理の状況」までに準じて記載すること。

⑵⒂　その他

a　発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

b　管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。管理資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

c　発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

⑵⒃　原保有者その他関係法人の概況

原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等について記載すること。

⑵⒄　名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

⑵⒅　関係業務の概要

管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。

⑵⒆　資本関係

他の関係法人との資本関係を記載すること。

⑵⒇　経理の概況

最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。

⑵(21)　その他

a　当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。

b　関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

c　関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

⑵(22)　組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国資産流動化証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

第五号の二の二様式第一部第一中「社債（」を「特定社債（」に、「各社債」を「各特定社債」に、「社債管理者又は社債」を「特定社債管理者又は特定社債」に、「新優先出資引受権付社債」を「新優先出資引受権付特定社債」に、「行使請求期間」を「行使期間」に、「受付場所、」を「行使請求の受付場所、」に改め、同記載上の注意⑴a中「特定社債券」の次に「（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）」を加え、同記載上の注意⑴b中「現在」を「提出日現在」に改め、同記載上の注意⑵a中「（以下この様式において「届出書」という。）」を削り、「から第3号まで」を「若しくは第2号」に改め、同記載上の注意⑵b中「届出書」を「有価証券届出書」に改め、同記載上の注意⑵c中「最近計算期間に」を「最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下c及び⑶aにおいて同じ。）に」に、「届出書」を「有価証券届出書」に改め、同記載上の注意⑶中「届出書」を「有価証券届出書」に改める。

第五号の二の二様式第一部第一中「社債（」を「特定社債（」に、「各社債」を「各特定社債」に、「社債管理者又は社債」を「特定社債管理者又は特定社債」に、「新優先出資引受権付社債」を「新優先出資引受権付特定社債」に、「行使請求期間」を「行使期間」に、「受付場所、」を「行使請求の受付場所、」に改める。